

**OBが「緑の募金」に協力**  
 《指導普及課》



「緑の募金でふせごう地球温暖化」をスローガンに、今年も春の「緑の募金」活動が、三月一日から五月三十一日までの三ヶ月間実施されています。四国森林管理局でも、四月一三日、高知市中央公園で街頭募金活動を予定しています。

このような中、OB団体「専友会」を代表して二人の会員が四国森林管理局を訪れ、「緑の募金」に協力していただきました。「専友会」の皆さんは、旧制高等農林専門学校卒業生で、昭和三〇〜五〇年代、高知営林局署等に勤務された方々です。在職当時の思い出話を花を咲かせるとともに、このほど、会員で話し合った結果、「お世話になった旧高知営林局に役立つことはないか、山づくりに役立つことはいか」との思いから、「緑の募金」に至った経緯を話していただきました。ご協



二月、新駅舎の建築を進めていたJR高知駅に、駅舎を覆うアーチ状の大屋根が完成し、陸の玄関口のシンボルとして注目を集めています。「くじらドーム」と名付けられたこの大屋根は、長さ約八〇m、幅約三八m、高さ約二三mで、梁や天井に高知県産のスギをふんだんに使用して、高知を訪れた方々に「地産地消」と「森林県高知を多にPRしています。

**県産材をふんだんに  
新高知駅舎の「くじらドーム」**  
 《総務課》

力ありがとうございます。春の募金は、五月末日までです。皆様のご協力をお待ちしています。

父は、当時の大柵営林署から勤務し、大柵営林署で退職しました。この間、松山営林署久万担当区、清水営林署足摺担当区、本山営林署本山苗畑事業所などに勤務しました。私も父と一緒に転勤を経験し、久万中学校を卒業しました。赴任先においてはの久万では、転勤した年の冬に積雪八〇cm程を目にしてびっくり仰天。当時、松山・高知間は車で約六時間ほど要していました。が、国道の改修工事で四時間

私にとりまして、四国森林管理局とは、深い繋がりがありません。それは、私の実父と伯父が長年にわたり勤務させて頂いた職場なのです。父は、当時の大柵営林署から勤務し、大柵営林署で退職しました。この間、松山営林署久万担当区、清水営林署足摺担当区、本山営林署本山苗畑事業所などに勤務しました。私も父と一緒に転勤を経験し、久万中学校を卒業しました。赴任先においてはの久万では、転勤した年の冬に積雪八〇cm程を目にしてびっくり仰天。当時、松山・高知間は車で約六時間ほど要していました。が、国道の改修工事で四時間



齊木 美穂

**森林ボランティア活動  
入門講座を受講して**

シリーズ⑨  
**地域の声**

程になったことを記憶しています。その後の赴任地、土佐清水では、足摺スカイラインが着工、開通、本山では、早明浦ダムが着工し完成するなど、その思い出は枚挙にいとまがなく、鮮やかな印象として蘇ります。このような私が、昨年度、四国森林管理局が募集しました「森林ボランティア活動入門講座」に応募し、学ばせて頂きました。

三回の講座の中で、父が勤務していた高知中部署（当時の大柵営林署管内）の現場で、間伐、下刈り作業体験に参加しました。峰ノ子山国有林では、初めてチェーンソーを使っての伐採を体験しました。伐採の現地にも入り、間伐林内を歩きました。山の斜面をチェーンソーや燃料を持つての移動だけでも大変でしたが、間伐の大切さが叫ばれていますが、その作業の苦勞を実感しました。私自身、山で生まれ育ちましたが、こういう体験は初めてでした。また、父が勤務していた署の

国有利を訪ねられたのも何かのご縁とつくづく感じました。この講座を受講して、森林を守り育てていく苦勞や多くの課題等を勉強させて頂きました。父は、八年前に他界しました。叶うものなら、元氣であれば、私の体験などを親子で話し合い楽しめただろうにと思いを馳せたことでした。伯父は、今も健在で香北町の山里で一人静かに暮らしています。父の分まで長生きして欲しいと思っています。私は、現在、高知市立一ツ橋小学校区の青少年育成協議会のスタッフで、地域の子どもの育成にボランティアとして関わっています。このことから、今回の講座を通じて学んだ森林、林業の持つ沢山の働きなどを、私なりに伝えて行きたいと考えています。今後ともご指導方よろしくお願い致します。



入門講座の実習の様子

(公表)

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定・変更について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項及び国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第12条第1項の規定に基づき、下記の地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を策定・変更しました。

なお、当該計画書は、四国森林管理局計画課及び関係森林管理署等で縦覧しています。（※四国森林管理局のホームページ（http://www.shikoku.kokuyurin.go.jp）でもご覧になれます。）

また、計画書案の公告縦覧期間中（平成19年12月10日～平成20年1月10日）に提出された意見はありませんでした。

記

- 1 第三次地域管理経営計画及び第三次国有林野施業実施計画の策定
  - (1) 肱川森林計画区（愛媛森林管理署）
  - (2) 安芸森林計画区（安芸森林管理署）
- 2 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の一部変更
  - (1) 那賀・海部川森林計画区（徳島森林管理署）
  - (2) 香川森林計画区（香川森林管理事務所）
  - (3) 今治松山森林計画区（愛媛森林管理署）
  - (4) 東予森林計画区（愛媛森林管理署）
  - (5) 南予森林計画区（愛媛森林管理署）
  - (6) 嶺北仁淀森林計画区（嶺北森林管理署）
  - (7) 四万十川森林計画区（四万十森林管理署）
  - (8) 高知森林計画区（高知中部森林管理署）



各地の  
たより



民・国連携して森林整備を

―香川県と「再生森林」

施業協定―

〈香川所〉

二月一三日、香川森林管理事務所と香川県環境森林部は「香川県森林再生方針」に基づく協定を締結し、民有林と国有林が連携して荒廃した森林の整備を重点的に進めることになりました。

この協定書は、平成一九年一〇月二七日に香川県で開催された「四国山の日」の関連事業「四国の森づくりinかがわ」において、香川県知事と四国森林管理局長が交わした「香川の森づくりに関する覚書」を受け、森林再生のための具体的な取組を定めたものです。

香川県が策定した「香川県森林再生方針」に基づき、山地

災害防止と水源かん養をはじめとする公益的機能の維持を図るために、優先区域内の森林整備、特に間伐の推進や竹林の拡大防止等に努めることにしています。民有林においては、森林所有者と連携して非皆伐施業を、国有林においては、複層林化、択伐等による非皆伐施業、長伐期施業に努めることとなります。優先区域内で民有林と国有林が連携して森林整備を行うことよって、香川県における森林再生活動が一層推進されることが期待されます。



協定書に調印する横山・香川所長（左）と青山部長